

## 死刑執行支持に関する声明

平成30年12月27日

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォーラム）

共同代表 弁護士 杉本吉史

同 弁護士 山田 廣

本日、2名に対する死刑が執行されました。再審請求の手続きをしており、その中での執行でした。

一部には、再審請求中の執行を非難する声もあるようですが、再審請求中であっても執行を停止しなければならないという法の規定はありません。また、仮に再審請求中には執行しないとすれば、再審請求が死刑囚の延命のために濫用されるおそれがあります。そのような事態は、速やかな執行を望む被害者遺族にとって耐え難いことであり、二次被害を与えることとなります。

また、死刑執行に対しては、一部の人から世界の潮流にあらがう暴挙だとの批判もあります。しかし、死刑制度は、その国の司法制度の根幹に関わる問題であり、その国の宗教観や文化に関わることです。我が国が決めることであり、諸外国から干渉されることはありません。それとも、諸外国が、わが国の治安に責任を負ってくれるとでも言うのでしょうか。しかも、その「諸外国」はわが国よりも治安が悪いのです。

また、生きて償わせるべきだ、二度と同じ事件が起きないように真相を究明するためにも生かすべきだという見解もありますが、刑事司法は、加害者の人権保障や社会の秩序維持のためであると同時に、被害者の尊厳のためにもあるはずで、生きて償うという加害者の勝手な都合で執行を躊躇し、被害者の心情や尊厳を踏みにじることには賛成できません。

もちろん、死刑制度は、人の命を絶つ極めて重大な刑罰ですから、慎重な態度で臨む必要があることは言うまでもありません。しかし、死刑制度は最高裁判例でも合憲とされている制度であり、死刑判決は極めて凶悪で重大な罪を犯した者に対し、裁判所が慎重な審理を尽くした上で、言い渡されています。

従って、法律に従い、執行されるのは当然のことであり、執行に反対することは法律を遵守しなくても良いと述べていることと同じことです。法治国家である以上、今後においても法務大臣において、法律が遵守されることは当然のことです。

当VSフォーラムでは、犯罪被害者を支援する立場から、今回の死刑執行を支持します。

(連絡先)

VSフォーラム代表代行兼事務局長

弁護士 高橋 正人

電話 03(3261)6181

090(9149)3190